



1987年(昭和62年)12月14日 月曜日 36612号 (日刊)

### 今日の 問題

全国の裁判所で法廷内のカメラ取材が十五日から条件つき解禁となる。

運用要領によると、①取材は裁判長の許可を得たうえ開廷前の三分間に限られ、刑事裁判の場合には被告のいない状態で、②カメラ、ビデオカメラ各一人の代表取材とし、照明や録音機材の使用は認めないなど、厳しい条件がつけられている。

### 法廷と写真取材

それでも全面禁止に近かった現状では、これからは前進であり、開かれた司法への第一歩と認められる。

法廷内の写真取材は、戦後の一時期、かなりの自由で認められ、審判、三審、

松川などの著名事件ではニュース映画のカメラも法廷に持ちこたれた。

しかし、裁判長の制止を無視して強烈なインタビューをあたった取材側の一部は、被告の出席しなげ最高裁判所の部、高裁を除き、カメラは法廷に法廷が閉じたまわっていった。ロケット裁判など、法廷の模様を伝えるイラス

トが紙面に登場したのは、報道側の苦心のあらわれである。

裁判所がカメラ取材を禁止してきた理由は、法廷の秩序維持と被告の人権保護の二つだ。この点は報道側が今後とも配慮しなければならない。

しかし、米国のように、裁判の審理を通じて、年中継するようになった。その結果、この国では考えられ

れない。撮影機材の改良、進歩も著しく、それは法廷の雰囲気をもよく作りだす手助けとなる。

西欧諸国も写真取材の規制を緩和する方向に向かっている。刑事裁判でも、被告に異議のなげない場合、被告を含めた法廷内撮影を認めるなど、柔軟な運用がなされてきたものだが、裁判所と報道機関の協力のため、大方慣行をいへるおきてのまわっていった。

もう一つ、裁判所に再考を促した問題に傍聴席のメモがある。わが国の裁判所は報道関係者以外の一般傍聴人がメモをたてることが全面的に禁止しているが、メモをたてるような弊害があるのかはきりきりである。

諸外国の法廷では、メモはかなりの自由で認められている。メモ禁止の理由がカメラ取材の場合よりも、もっと薄弱ではないか。

それでも全面禁止に近かった現状では、これからは前進であり、開かれた司法への第一歩と認められる。

法廷内の写真取材は、戦後の一時期、かなりの自由で認められ、審判、三審、

松川などの著名事件ではニュース映画のカメラも法廷に持ちこたれた。

しかし、裁判長の制止を無視して強烈なインタビューをあたった取材側の一部は、被告の出席しなげ最高裁判所の部、高裁を除き、カメラは法廷に法廷が閉じたまわっていった。ロケット裁判など、法廷の模様を伝えるイラス

トが紙面に登場したのは、報道側の苦心のあらわれである。

裁判所がカメラ取材を禁止してきた理由は、法廷の秩序維持と被告の人権保護の二つだ。この点は報道側が今後とも配慮しなければならない。

しかし、米国のように、裁判の審理を通じて、年中継するようになった。その結果、この国では考えられ